

一般社団法人 日本・オマーン協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本・オマーン協会（以下「協会」という。）と称する。

(主たる事務所)

第2条 協会は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

(目的)

第3条 協会は、オマーンを中心にアラブ湾岸地域の歴史と文化に関する理解と認識を深め、日本とオマーンとの友好親善関係の促進に努めるとともにアラブ湾岸地域の安定と発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) アラブ湾岸地域の事情に関する講演会、セミナー等の開催
- (2) 政府が実施するオマーンとの経済、文化等の協力の促進に貢献する事業
- (3) 民間が実施するオマーンとの教育、文化、スポーツ等の分野での相互交流に参加、協力する事業
- (4) その他協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、次の事項を遵守して実施する。

- (1) 公共、普遍的な活動として行い、政治、経済等の特定の利益は追求しない。
- (2) ホームページを開設し、関連情報を広く発信し、多くの市民や団体に開放され、参加し易い場を提供する活動とする。
- (3) 駐日オマーン大使館及び関連する政府機関、民間団体等と緊密に連携、協力し、広いネットワークを構成する基盤に立つ友好活動とする。

第2章 会員

(会員の定義)

第5条 協会の会員のうち、第6条に規定する個人正会員及び法人正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法」という。）上の社員とする。

2 前項に規定する会員は、社員総会（以下「総会」という。）の議決権を有する。

（会員の種類）

第6条 協会に次の会員を置く。

- (1) 名誉会員
- (2) 個人正会員
- (3) 法人正会員
- (4) 一般会員

（会員の資格の取得）

第7条 協会の個人正会員、法人正会員又は一般会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書に所要事項を記入の上、理事長に申し込むものとする。

- 2 入会は、理事会においてその可否を決定し、理事長がその旨を当該申込者に通知するものとする。
- 3 会員が、法人その他の団体である場合には、入会と同時に協会に対する代表者としてその権利を使用する者（以下「代表者」という。）を定めて理事長に届けなければならない。代表者を変更した場合も同様とする。

（会費）

第8条 個人正会員、法人正会員及び一般会員は、理事長が総会の決議に基づき、別に定める会費を納入しなければならない。

（社員の責務）

第9条 社員は、協会の目的、事業の趣旨を自覚し、率先してボランティア活動に従事し、多くの市民の参加を容易にする基盤の醸成に努める。

- 2 社員は、協会の事業活動に経常的に発生する経費に当てるため、理事会において定める額を支払う義務を負う。

（退会）

第10条 会員は、いつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に協会に対して予告をするものとする。

（除名）

第11条 協会の会員が次の一つに該当したときは、総会の決議に基づき、除名することができる。この場合において、当該会員にあらかじめ通知するとともに決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 協会の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格喪失)

第12条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被補佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (4) 連続2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総個人正会員の同意があったとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が、前条の規定によりその資格を喪失したときは、協会に対する権利を失い、義務を免れる。但し、未履行の義務は、これを免れることができない。

- 2 協会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

(拠出金の不返還)

第14条 既納の会費及びその他の拠出金は、返還しない。

(会員名簿)

第15条 協会は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第3章 総会

(種類)

第16条 協会の総会は、一般社団・財団法に定める社員総会とし、定時総会及び臨時総会の2種類とする。

(構成)

第17条 総会は、すべての個人正会員及び法人正会員をもって構成する。

(権限)

第18条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 基本財産の指定及び処分
- (8) その他一般社団・財団法で定められた事項

(開催)

第19条 総会は、定時総会として毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要に応じ臨時総会を開催することができる。なお、社員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(招集)

第20条 総会は、一般社団・財団法に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総社員の議決権5分の1以上の議決権を有する会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を付して、総会の招集を請求することができる。
- 3 理事長は、前項の規定による請求があったときは、請求があった日から4週間以内の日を総会の日とする総会を招集しなければならない。
- 4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって開会日の1週間前までに会員に対して通知しなければならない。

(議長)

第21条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、当該総会で議長を選出する。

(議決権)

第22条 総会の議決権は、1会員につき各1個とする。

(決議の方法)

第23条 総会の議決は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 やむを得ない理由のため、総会に出席することができない場合は、予め通知された事項について、書面をもって議決権を行使し、又は他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(議事録)

第24条 総会の議事については、一般社団・財団法の定めるところにより議事録を作成し、総会の日から10年間主たる事務所に備え置くものとする。

- 2 前項の議事録には、議長及び当該総会において選出された議事録署名人2名が、記名捺印又は署名する。

第4章 役員

(役員の設定)

第25条 協会に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上15名以内
- (2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を理事長とし、理事長以外の理事のうち2名を常務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団・財団法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって個人正会員及び法人正会員の中から総会の決議によって選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

- 2 監事は、協会の理事又は使用人が含まれてはならない。
- 3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族(その他一般社団・財団法人法で定める特別の関係があるものを含む。)である理事の合計数が理事総数の3分の1を超えてはならない。監事も同様とする。
- 4 理事又は監事に変更が生じたときは、2週間以内にその主たる事務所の所在地において変更の登記をする。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事及び監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任した後も、新たに選任された者が就任するまで、その職務を行う権利義務を有する。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、一般社団・財団法及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、一般社団・財団法及び定款の定めるところにより、協会を代表し、その業務を執行する。
- 3 常務理事は、理事長を補佐して協会の業務を掌理し、協会の業務を執行し、理事長に事故のあるとき又は欠けたときは、あらかじめ理事会の定める順序により定められた理事がその職務を代理し、その職務を行う。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、次に掲げる職務を行い、かつ、一般社団・財団法の定めるところにより監査報告を作成する。

- (1) 理事の職務の執行を監査
- (2) 協会の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。
- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、または法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。
- (5) 前号に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求すること。
- (6) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、直接理事会を招集すること。

(役員解任)

第30条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第31条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前項の規定に関し必要な事項は、総会の決議を経て、理事長が別に定める。

(取引の制限)

第32条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする協会の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする協会との取引
- (3) 協会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における協会とその理事との利益が相反する取引

(名誉会長、名誉顧問、会長及び顧問)

第33条 協会に、任意の機関として、名誉会長1名、名誉顧問1名及び会長1名並びに顧問若干名を置く。

- 2 名誉会長は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。
- 3 名誉顧問は、駐日オマーン大使とし、理事長が委嘱する。
- 4 会長は、理事会の推薦により理事長が委嘱し、顧問は理事長が委嘱する。
- 5 会長は、協会の業務運営に関し、理事長に対し随時意見を述べることができる。
- 6 顧問は、理事長が必要と認めた事項につき、その諮問に応じる。
- 7 名誉会長、名誉顧問、会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第5章 理事会

(構成)

第34条 協会に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規則類の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほか協会の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第36条 理事会は、定例理事会と臨時理事会の2種類とする。

- 2 定例理事会は、毎事業年度2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集するとき。
 - (4) 第29条第5号又は第6号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集するとき。

(招集)

第37条 理事会は、前条第3項第3号の規定により理事又は第29条第6号の規定により監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。ただし、理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事が招集する。

- 2 理事長は、前条第3項第2号又は第29条第5号に該当する場合には、請求があった日から2週間以内の日を開催の日とする理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対し、理事会の日時及び場所並びに目的事項等を記載した書類をもって、通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員が同意であるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第38条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定める順序により、他の理事がこれに当たる。

(定足数)

第39条 理事会は、この定款に特別の定めがある場合を除き、理事の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(決議)

第40条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法第96条の要件を満たしたときは、理事会の議決があったものとみなす。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、一般社団・財団法で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、理事長及び出席した監事が、前項の議事録署名人として記名押印又は署名しなければならない。

第6章 基金

(基金の拠出)

第42条 協会は、会員又は第三者に対し、一般社団・財団法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第43条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会の議決を経て、理事長が定めるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第44条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第45条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について、定時総会の決議を経た後、理事会が決定したところに従い理事長が行う。

なお、基金の返還にかかる債権には、利息を付さない。

第7章 事務局

(設置等)

第46条 協会の事務を処理するため、事務局を置く。事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

2 事務局の組織、職員の任免、服務及び給与その他必要な事項については、理事会の決議を経て理事長がこれを定める。

(備え付け帳簿及び書類)

第47条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えて置かねばならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿
- (4) 認証及び登記に関する書類
- (5) 総会及び理事会の議事録
- (6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) その他必要な帳簿及び書類

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第48条 協会の事業年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

(資産)

第49条 協会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第50条 協会の資産は、理事長が管理し、資産のうち日常取引に必要とする現金以外の現金は、銀行等に預け入れ、信託銀行若しくは信託業務を営む銀行に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管するものとする。

(経費の支弁)

第51条 協会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第52条 協会の事業計画及び収支予算については、理事長が作成し、理事会の承認を経て、事業計画及び収支予算の対象となる事業年度の開始の日から3か月以内に総会の承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第53条 協会の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に報告しなければならない。

- ① 事業報告
 - ② 事業報告の附属明細書
 - ③ 貸借対照表
 - ④ 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - ⑤ 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項第3号及び第4号の書類については、定時総会の承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所の備え置くものとする。

監査報告

(特別会計)

第54条 協会が事業を行うに当たり必要があるときは、特別会計を設けることができる。

- 2 前項の特別会計は、前条の予算及び決算に計上しなければならない。

(剰余金)

第55条 協会は、剰余金の配分を行うことができない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第56条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第57条 協会は、総会の決議その他一般社団・財団法で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第58条 協会が解散する場合において残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第59条 協会の公告の方法は、電子公告による。

第11章 補則

(委任)

第60条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

(定款に規定のない事項)

第61条 この定款に規定のない事項は、すべて一般社団・財団法その他の法令の定めるところによる。

附則

1 協会の最初の事業年度は、協会の成立の日から平成25年3月31日までとする。

2 協会の設立時の理事、代表理事及び監事は、次のとおりである。

設立時理事	大森 敬治
設立時理事	西原 正
設立時理事	島崎 道彦
設立時代表理事（理事長）	大森 敬治
設立時監事	松坂 英孝

3 協会の設立時社員は、右記のとおりである。

記

設立時社員	山田 章博	神奈川県鎌倉市山ノ内137番地6
設立時社員	大森 敬治	千葉県船橋市宮本6丁目32番10号

以上、一般社団法人日本・オマーン協会を設立するため、この定款を作成し、設立時社員がこれに記名押印をする。

平成24年12月11日

設立時社員 山田 章博 ⑩

設立時社員 大森 敬治 ⑩